

目 次

はじめに（原告らの思い）	（ 4 頁）
1. 戦争による多大な被害・犠牲者	（ 4 頁）
2. 長崎県における佐世保空襲、原子爆弾の被害・犠牲者	（ 4 頁）
3. 平和国家日本への歩み	（ 4 頁）
4. 新安保法制による被害	（ 5 頁）
5. 裁判所に対する期待	（ 5 頁）
第 1 国の公権力の行使に当たる公務員による、その職務を行うについての加害行為と原告らの権利侵害の概要	（ 6 頁）
1. 新安保法制法の制定	（ 6 頁）
2. 新安保法制法案に向けての閣議決定・国会提出	（ 7 頁）
3. 新安保法制法の中心的内容	（ 7 頁）
4. 新安保法制法の制定行為の違憲性	（ 7 頁）
5. 新安保法制法の制定過程の反民主主義性	（ 8 頁）
6. 原告らの権利侵害	（ 8 頁）
第 2 集団的自衛権を容認する安保法制法は違憲であり、その制定に係る内閣及び国会の行為は違法であること	（ 9 頁）
1. はじめに	（ 9 頁）
2. 集団的自衛権の行使が違憲であること	（ 9 頁）
（ 1 ） 集団的自衛権の行使容認	
（ 2 ） 憲法 9 条の解釈における集団的自衛権行使の禁止	
（ 3 ） 閣議決定と新安保法制法による集団的自衛権行使の容認	
（ 4 ） 集団的自衛権行使容認の違憲性	
（ 5 ） 立憲主義の否定	

3.	後方支援活動等の実施はいずれも違憲であること	(14頁)
(1)	後方支援活動等の軍事色強化	
(2)	後方支援活動等の武力行使性	
(3)	後方支援活動等の他国軍隊の武力の行使と一体化	
(4)	後方支援活動等の違憲性	
4.	砂川事件判決について	(17頁)
5.	新安保法制法の違憲性	(17頁)
第3	新安保法制法の制定に係る行為による原告らの権利侵害	(18頁)
1.	集団的自衛権及び後方支援活動等の行使による自衛隊の海外出動と戦争参加による国民・市民の権利侵害の危険性・切迫性	(18頁)
2.	原告らの権利、利益の侵害(概論)	(19頁)
(1)	平和的生存権侵害	
イ	憲法9条の改変による戦争の危険	
ウ	平和的生存権の侵害	
(2)	人格権侵害	
ア	人格権	
イ	人格権の侵害	
(3)	憲法改正・決定権侵害	
3.	原告ら被爆者の権利、利益の侵害	(23頁)
第4	原告らの損害	(24頁)
第5	公務員の故意・過失及び因果関係	(25頁)
1.	公務員の故意・過失	(25頁)
2.	加害行為と損害との因果関係	(25頁)
第6	結論	(25頁)
最後に		(25頁)